

五

十

年

K

37

Ky

第三小松寮にモロトフのパン屑落下せり

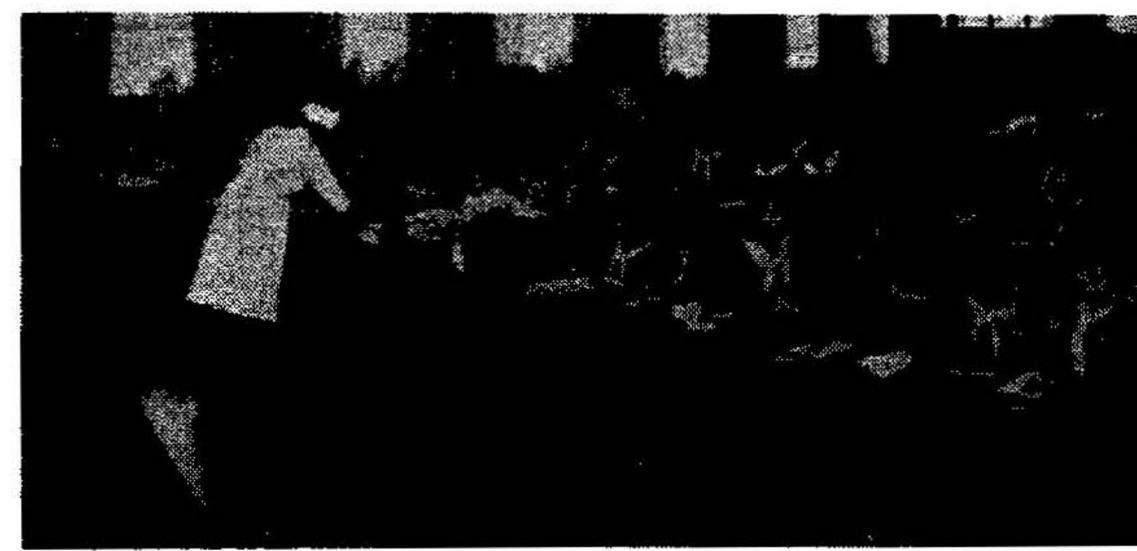
戦災を受けなかったという唯一の大都市の片隅で、私たちの学園は戦火の恐怖を経験した。

岡本隆雄

その年の日記に限って見つかりません。あの時分は、心のより所も無い、それこそ全身虚脱で、残りものをあさりあるく野ら犬のようにうろうろとさまよっていたので、日記を書くどころでなかったのかも知れません。そんなわけで、多少事実と食い違いもあろうかと思いますがお許し下さい。

昭和二十年一月十六日、時刻ははつきりしないのですが、かなりふけていたのでしよう。米機が編隊で、南西から北東に向って飛んでいく爆音を、床の中でうつらうつらしながら聞いていたように思います。すると急に耳もとで途方もない大きな爆音が響いたなと感じたとたんに目がさめ、反射的に起き上がりました。すると、冷たい風が部屋中に流れこんで、カーテンや釘にぶら下げた衣類をかなり強く吹き動かしているのに気がつききました。不思議に思っ

かして見ると、締めたはずの西側の窓が開けっ放しになり、そこから北西の風が吹きこんでいました。急いで着替えをしようとする、かなり重いガラス障子が二枚棧だけになって夜具の上ののっけていました。部屋中には微塵になったガラスの破片が、散らかっているようです。「これはただごとではない」と暗やみの中を手さぐりで階下へ下り身じたくをととのえ、宿主の原先生と一緒に学校へかけつけました。宿直員・使丁を起して校内・錦華寮の巡視をやって何事もなかった、一安心して使丁室へ引き上げたところへ、「馬町へ爆弾がおとされた」「市田―通用門前の果物屋―が火事だ」「どこの家がつぶれた」「どこのじいさんがふとんの中でねたまま死んでいる」等々いろんな情報が入ってきました。原先生と相談して、本山へ連絡をとり、情況報告をしている所



「やがて十字の」と歌われた従軍看護婦の卵として、17年に救急法が熱心に教えられ、代用三角巾としてネクタイが利用された。



家の押入れにはまだ防空頭巾があるかもしれない。火たたきと、バケツリレーが当時の消火法でした。モンペをはき懸命に訓練を続けました。この写真は、手押しポンプによる注水訓練です。

へ、金子先生があわただしくこられて「第三小松がやられて、寮生が下敷きになっている。」と告げられたので、さらに本山へ電話して現場へかけました。そこでは、もう警防団員や寮生が、見えない寮友の救い出しに必死のはたらきをしてくれていました。私も、うずたかく積まれた柱・壁土・板片・瓦などのとりのけを懸命に続けました。だれかが「この下で声がきこえる。」と叫びました。期せずしてみんなはそこに集まり、無事であることを念じつつ、折り重なった邪魔物をとりのけていきました。「いた、いた。」―だれかの声のした方を見ると、頭からすっかり壁土を浴びた一寮生が背中をまろくし、はいつくばうようなかっこうで現われました。寮友は泣きながら夢中でかけ寄り、抱きかかえるようにして静かに立たせました。「よ

「かつたねえ」と先生方もものぞきこむようにしていたりましたが、相当心うたれたようでしたが、外傷はかすり傷程度だったのでほっとしました。寮の各室の間取りが大変狭く、そこへ机、書棚そのほかの小道具類がおかれてあるので、こんな場合天井が落ちて直接下に落ちないで、何かにささえられて、すきまが生じた事も結果としてよかったですよ

う。何しろ一瞬のことで逃げることもできなかったのですが、一人の犠牲者もなかったことは仏祖加護のお力であり、不幸中の幸いといわねばなりません。本山からは執行長をしておられた朝倉先生も、深夜のことでしたが役員を連れてかけつけられましたので、小松寮の作業が一段落のあと、学校へ引き上げ使丁室で朝倉先生を囲んで、善後策について話

し合いました。馬町方面の被災の程度、被災者数などは発表されなかったものでわかりませんが、馬町通用門前の狭い通路を境として東の方、特に南側は見渡す限り、家という家は全壊でしたが、使った爆弾が、焼夷弾でなく当時モロトフのパンくずといわれた小型のもので、全焼から免れることができたようです。(元高女教諭)

堪へ難きを堪へ 忍び難きを忍び



賞状の写しに紙ラザ

佐賀県・龍谷学園長 松 信 定 雄

日本の運命を決定し、いやおうなしに、新しい方向に向かわねばならなくなつたのは、実に昭和二十年八月十五日という日である。あの「堪へ難きを堪へ、忍び難きを忍び」という詔勅の玉音を拝して、敗戦の民族的悲劇を悲しんだのは全国民の十九パーセントであった。わずかに残り一パーセントの国民の中には、かねて日本の内部破壊と敗戦とのために活躍した人たちがいて、その日

の教育、日本人育成の教育を主眼としてきたのである。教育勅語（今日古いといつてはねつけるが）を拝すると、多くの徳目を掲げ——しかもそれらは民主主義の立場からみて断じて古くはない——その最後に国家国民としてのかなめをはっきりと示されている。現在の教育基本法や学校教育法には、種々立派な徳目が盛ってあるが、いわば平面的ら列で帰一の点がぼやけている。

うなら喜んで受ける。(B)もし研究の余地あるものならばその余猶は与えてもらい、(C)もし日本の国情に合わぬものなら御免をこうむる。という応答をされたと記憶している。更に西独のアデナウアー首相が、「このような制度で教育してはドイツ魂はつぶれる」とこれをしりぞけたことなど思い合わせると、国家の教育は、国民の育成に本来の面目があるのである。今、口を開けば民主政治民主教育を論ずるが、国家を忘れた民主主義は口頭禅に過ぎない。

一は悲しみ一は喜ぶという敗戦の間早くも二様の対立した感情が現われ、終戦十五年の今日まで、尾を引いてその抗争はいよいよ激化しつつ現代史をいろどっている。

米国教育視察団の勧告によつてできた六三三四の教育制度、幸いこんにち、やや板についた感じであるけれども、当初この制度については尚早論もあり文部省も余り乗り気ではなかつたようである。今も健在である学界の某先達は、(A)アメリカから与えられたものが、日本の国情に合

由来、わが本願寺教団の持つ教育理念は、常に仏教的信念を持つ国家人の教育というのに始終していただかつて今こそその理念を明確に打ちだすときであろう。

終戦当時の学校ないし教育界は、もちろん制度規則の変動は予期したが、由来日本の教育界は、日本国家

が、由来日本の教育界は、日本国家

(元本校校長)